

平成二十八年五月三十日提出
質問第三二二五号

タカタ製エアバッグのリコールに関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

タカタ製エアバッグのリコールに関する質問主意書

タカタ製エアバッグのリコールについて、米国では規制当局である運輸省道路交通安全全局とタカタ社との間の「修正合意」において、根本原因を経年変化と結論付け、硝酸アンモニウムを使用し、かつ乾燥剤が入っていないエアバッグインフレーターを搭載する車両のうち、これまで公道での事故や実験での不具合が起きていない型式のものまでも新たに予防的リコールの対象として追加された。

これを受けて、今後欧州や我が国でも予防的リコールの対象として同様の型式のものを追加していくことになる。既に我が国では国土交通省が自動車メーカー各社に予防的措置の指示を出したものと承知している。

これらを踏まえ以下質問する。

- 一 今回のリコール費用の分担をめぐりタカタ社と自動車メーカーとの間で協議が行われている。自動車は一台あたり二、三万点もの部品で構成され、自動車業界は、自動車メーカーとそれを支える数多の部品メーカーといういわば巨大なピラミッド構造で成り立つ。この巨大ピラミッドを支える部品メーカーにとり今回のタカタ事案は決して他人事ではないため、今回の費用分担交渉の行方に大きな関心を持ち、固唾

を飲んで見守っている。国土交通省、また自動車産業を所管する経済産業省として、このピラミッドを支える部品メーカーを窮地に追い込み自動車産業の土台を揺るがしかねない今回の事案、そのリコール費用負担のあり方についてどのように考えるか。

右質問する。